

**宮城県議会議会改革推進会議
平成25年次報告書**

平成25年11月
宮城県議会議会改革推進会議

目 次

1	前期までの議会改革推進会議の検討経緯	1
2	今期議会改革推進会議の検討経緯	2
	(1) 検討事項の状況	2
	(2) 各検討事項の検討内容	3
	成果	3
	①検討事項10 「議会（本会議）の会期設定」	3
	②検討事項11 「予算調製方針の説明と政策提言等」	4
	③検討事項12 「予算審議の体制整備」	6
	④検討事項 「議会選出監査委員のあり方」	7
	その他	8
	①検討事項17 「他都道府県議会との連携」	8
	②検討事項 「議員提案条例の見直し」	9
3	終わりに	9
	資料1 (宮城県議会議会改革推進会議運営要綱)	11
	資料2 (宮城県議会議会改革推進会議委員名簿)	12
	資料3 (宮城県議会基本条例の具体化に向けた検討事項)	13
	資料4 (議会改革推進会議の検討経過)	14
	資料5 (議員提案条例の見直しに関する調査結果)	18

1 前期までの議会改革推進会議の検討経緯

議会改革推進会議は、平成21年6月に宮城県議会基本条例（以下「議会基本条例」という。）が制定されたことに伴い、議会改革を継続的に推進するため、地方自治法第100条第12項及び宮城県議会会議規則第122条第1項に規定する「協議等の場」として平成21年7月10日に設置され、議会基本条例の具体化に向けて検討が必要な19項目のうち10項目を検討することとした。

これまでの検討の結果、検討事項8「傍聴環境の整備及び関係資料の配布等」、検討事項9「議会の方向性についての議長説明（議長記者会見）」、検討事項1「常任委員会の機能強化」及び検討事項18「附属機関等の委員の就任辞退」については具体化が図られた。

また、検討事項2「特別委員会の弾力的な設置」及び検討事項6「議会と県民及び市町村との意見交換」については、実施に向けた基本的な方向性を決定した。

さらに、検討事項11「予算調製方針の説明と政策提言等」については、平成21年度から試行として知事等より翌年度予算に係る予算調製方針等の説明及び質疑が実施されているが、試行における成果や課題を検証し、議会として求める説明内容や実施時期、実施形態等を精査し、本格的実施に向けた基本的方向性を示すこととされた。検討事項12「予算審議の体制整備」については、平成21年次の推進会議において予算特別委員会の常任委員会化の方向性が示されているが、通年議会との関わりや特別委員会との相違、常任委員会との役割分担、費用弁償等コストなどについて整理・検討が必要との課題が提起されている。

また、「議員提案条例の見直し」及び「議会選出監査委員のあり方」について議長から新たに諮問が行われ、「議員提案条例の見直し」については、条例の制定目的の達成

状況等の視点からも、常任委員会等において検討すべきと決定した。

●前期までの議会改革推進会議検討状況

(1) 議会基本条例の具体化に係る検討事項

- 検討事項 1 「常任委員会の機能強化(常任委員会委員任期の改正)」・・・検討終了
- 「常任委員会の機能強化(常任委員会の所管の組み替え)」・・・検討終了
- 検討事項 2 「特別委員会の弾力的な設置」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・検討終了
- 検討事項 6 「議会と県民及び市町村との意見交換」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・検討終了
- 検討事項 8 「傍聴環境の整備及び関係資料の配布等」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・検討終了
- 検討事項 9 「議会の方向性についての議長説明(議長記者会見)」・・・・・・・・・・・・・検討終了
- 検討事項 10 「議会(本会議)の会期設定」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・今期推進会議で検討
- 検討事項 11 「予算調製方針の説明と政策提言等」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・方向性を提示
- 検討事項 12 「予算審議の体制整備」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・方向性を提示
- 検討事項 17 「他都道府県議会との連携協力」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・今期推進会議で検討
- 検討事項 18 「附属機関等の委員の就任辞退について」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・検討終了

(2) 議長諮問事項

- 新規検討事項 「議員提案条例の見直し」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・検討終了
- 新規検討事項 「議会選出監査委員のあり方」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・今期推進会議で検討

2 今期議会改革推進会議の検討経緯

(1) 検討事項の状況

今期の推進会議においては、これまでの推進会議において方向性が示された検討事項について議論を深めるとともに、新たな検討課題についても並行して検討を行った。

検討の結果、これまでの推進会議において方向性が示された検討事項 11 「予算調製方針の説明と政策提言等」については、予算調製方針の説明を今年度から本格実施することとし、平成25年9月と11月に予算特別委員会において、平成26年度予算に係る予算調製方針の説明と質疑が実施されることとなった。予算特別委員会を予算常任委員会とする方向性が示されていた検討事項 12 「予算審議の体制整備」については、予算特別委員会を常任委員会化している他県の予算審議体制との比較及び常

任委員会化によるメリット・デメリットの整理を行って検討した結果、予算特別委員会の常任委員会化は行わないこととし、現行の特別委員会方式により予算審議を行うことを決定した。

また、今期初めて検討を行った検討事項10「議会（本会議）の会期設定」については、検討の参考とするために県外視察を実施し、その上で通年会期制導入のメリット・デメリットを整理して検討した結果、通年会期制の導入は見送ることとした。議長からの諮問事項である「議会選出監査委員のあり方」については、現状を考慮して検討した結果、現行どおり2名を選出することとした。

なお、前述のとおり、議会改革推進会議は平成21年7月に設置され、以来これまで4回にわたって「中間報告書」の名称で各年次ごとの報告書を作成してきたが、いつ時点の報告であるのか明確にすべきとの指摘がなされたことから、今期報告書については「平成25年次報告書」との名称に改めた。

（2）各検討事項の検討内容

成 果

① 検討事項10「議会（本会議）の会期設定」

〔検討根拠〕

『議会は、県政の課題に的確かつ柔軟に対応するため、年間を通じて適切に本会議を開くことができるよう、会期を定めるものとする。（議会基本条例第20条）』

〔検討内容〕

議会の会期設定の検討に当たっては、平成25年4月に栃木県議会、山形県議会、

蔵王町議会への視察を行った。視察先として選定した栃木県議会は平成24年4月に全国の都道府県議会に先駆けて通年会期制を導入しており、山形県議会は通年会期制の導入の見送りを決定している。また、蔵王町議会は、県内市町村において初めて通年会期制を導入した議会である。

視察後、震災後の復旧・復興事業のため件数が大幅に増加している専決処分と、議員活動という2つの観点から、通年会期制導入に伴うメリット・デメリットを整理し、検討を重ねてきた。

その結果、通年会期制は、議会の判断で議会を開会できることにより、実質的に専決処分が無くなるなどのメリットがある一方で、議員活動が制約されるケースや、非常時における執行機関の活動への影響が危惧されるなどのデメリットも想定される。このことは、東日本大震災を経験した宮城県議会として、配慮する必要があると判断した。

また、平成24年9月の地方自治法改正により、一定の条件のもと、議長に対して臨時会の招集権が付与されたことを受け、災害復旧復興事業の迅速化については、積極的に臨時会を開催して対応することも可能となった。これにより、現行制度のデメリットを解消できるとの判断に至った。

以上のことから、通年会期制は導入せず、従来どおり年4回の定例会制による議会運営を行うこととして、議長に報告した。

② 検討事項11「予算調製方針の説明と政策提言等」

〔検討根拠〕

『議会は、知事等に対し、予算の調整の方針についての説明を求め、政策提言等を

行うものとする。(議会基本条例第21条第1項)』

〔検討内容〕

二元代表制の一翼を担う議会として、執行部の予算編成等に対する関与や議会としての政策立案機能の一層の充実が求められているところである。

予算調製方針の説明は、平成21年度から試行として実施され、平成24年度には、実施回数を2回とし、新たに各部主要施策等について説明を求め、各会派の公平性に配慮しつつ十分な時間を確保して質疑が実施された。

今期については、これまでの実施内容を検証した結果、予算編成作業時期を考慮し、議会の意向を反映させるために実施時期を早めることとして、平成25年度から本格実施することを決定した。

具体的な実施方法は、①予算特別委員会(全体会)において実施すること、②実施回数は2回とし、実施時期については、1回目は議会の意向を執行部に伝えるために予算編成作業開始前の9月初旬頃とし、2回目は当初予算編成作業開始後の11月初旬頃とすること、③執行部に対しては、9月初旬頃に「政府要望の状況」「県財政の現状(決算見込み・財政健全化指標)」の2点について、また、11月初旬頃に「次年度政策財政運営の基本方針」「次年度当初予算編成方針」の同じく2点について説明を求めることとし、併せて、予算特別委員会の運営等詳細、来年度以降の実施時期等については予算特別委員会理事会で検討することとして議長に報告した。

また、政策提言等については、前期推進会議において、知事の予算調製権と議会との関係を念頭に置き、予算調製段階で議会としてどのような政策提言ができるかとの視点から検討が行われており、その結果、議会としては予算編成過程の公開が重要であり、政策提言等については、実際の質疑・質問によって対応することが望ましいと

の意見があった。

※参 考		
平成25年	7月19日	予算特別委員会理事会決定
平成25年	9月2日	予算特別委員会において平成26年度当初予算に係る予算調製方針等の説明の実施（本格実施）
平成25年	11月7日	予算特別委員会において平成26年度当初予算に係る予算調製方針等の説明の実施（本格実施）

③ 検討事項12「予算審議の体制整備」

〔検討根拠〕

『議会は、予算に関する議案の審査及び調査の効果的な実施に資するための体制の整備に努めるものとする。（議会基本条例第21条第2項）』

〔検討内容〕

地方自治法の改正により複数の常任委員会への所属が可能となったこと、また、毎年設置されている予算特別委員会等を常任委員会化することにより審議の活性化を図ることが求められたことから、平成21年次推進会議において検討した結果、「予算特別委員会を予算常任委員会とすること、決算特別委員会に関しては従来どおりとする」という方向性が示されていたが、常任委員会化の必要性や常任委員会化によるメリット・デメリット等の検討が必要との意見も出され、今期推進会議において検討することが必要であるとされた。

このことから、今期の推進会議においては、既に予算特別委員会を常任委員会化している他県の予算審議体制との比較及び常任委員会化によるメリット・デメリットの整理を行った。

その結果、先行して常任委員会化した三重県の予算審議体制と当県における特別委

員会方式に実質的な差異はなく、また、予算特別委員会の常任委員会化により、常任委員会の複数所属や自主的な所管事項調査が可能となるメリットよりも、現行の行政部門別常任委員会との役割分担が不明確になるなどのデメリットによる影響の方が大きいことが想定された。

以上のことから、予算特別委員会の常任委員会化は行わず、現行の特別委員会方式による予算審議を行うこととして、議長に報告した。

④ 検討事項 「議会選出監査委員のあり方」

[検討根拠]

議長からの諮問による。(平成24年3月9日付宮議第402号)

[検討内容]

議会の議員のうちから選出する監査委員の数は、都道府県については地方自治法で「2人又は1人」とされ、本県では監査委員条例において「2人」と定められている。

議会選出監査委員のあり方については、平成8年2月の議会改革検討委員会報告や同年3月の食糧費問題等県政改革特別委員会報告において、それぞれ「現行の2名選出から1名にすることを考慮」、「第24次地方制度調査会専門小委員会の審議の推移を見ながら、今後議会の内部で検討すべき」との報告を受け、その後の議会改革推進調査特別委員会等においても一定の議論がなされたが、明確な方針は出されなかった。

平成23年11月29日の各会派代表者会議において「議会改革推進会議で監査委員のあり方について議論を詰める必要がある」との意見が出され、また平成23年11月定例会における「議会選出の監査委員の定数は、議会としての意向を踏まえながら対応してまいりたい」との知事発言などを受け、議長から検討の諮問を受けた。

今期の推進会議では、地方自治法に規定する監査委員の定数・構成や過去の検討経緯、地方制度調査会における検討状況をもとに、議会選出監査委員の必要性や課題などについて検討を行った。一部の会派からは、議会選出監査委員は1名にすべきであり、また、議員には執行機関を監視する役割があることから、議会選出監査委員としての監査委員報酬を返上すべきといった意見も出された。しかし、議会選出監査委員を減じ、識見監査委員を求めようとしても、識見監査委員については、民間の企業会計と公会計の制度の違い、報酬や勤務実態等といった事情から人材が不足していることや、現状においても議会内の議論全てが識見委員に十分伝わっていない状況があることから、議会選出監査委員を減らせば、県民の声が伝わりにくくなるおそれがあるとの意見も出された。これらの意見を踏まえ、執行機関を監視するという議会の役割にかんがみ、現行どおり2名を選任することが適当との判断に至った。

なお、その推薦方法については、従来は、多数会派順に第1会派及び第2会派から監査委員を1名ずつ選出していたが、今後は、監査委員としての適任者をより弾力的に選任するために、第1会派から1名、それ以外の会派から1名を選出することとし、各会派代表者会議に協議、調整を委ねることとした。また、議員のうちから選任する監査委員については、より監査委員としての立場を明確にし、その役割を十分に発揮するため、議会内部の委員や役職との兼務のあり方について、今後、各会派代表者会議等で協議、調整すべきとして議長に報告した。

その他

① 検討事項17「他都道府県議会との連携協力」

これまで、全国都道府県議会議長会、北海道・東北六県議会議長会、宮城・山形

交流議員連盟，宮城・岩手県境議員連盟など，既存の様々な団体と必要な協力及び交流を行ってきており，今後も継続して連携を深めていくこととする。

② 検討事項 「議員提案条例の見直し」

議員提案条例の見直しについては，前期推進会議において検討され，社会情勢の変化等から改正が必要となっている条例があるならば，条例の制定目的の達成状況等の視点からも，常任委員会等において検討すべきであるという結論に達し議長に報告された。

しかし，条例の見直しはほとんど進まない状況であったため，今期推進会議において改めて議題とし，現在の議員提案条例の改正の要否等について，執行部及び各議員を対象としたアンケート調査を実施し，資料5のとおり結果をとりまとめた。

本調査結果については，今後、議長のもと常任委員長会議等の場で各常任委員会委員長等に伝えられることとなるが，本調査結果を基に，常任委員会等において議員提案条例の改廃の必要性について検討が進められることが望ましい。

3 終わりに

平成21年7月の議会改革推進会議の設置以降，これまで34回，今期は13回の会議を開催し，議会基本条例の具体化に向けて検討を重ねてきた。

この間，義務付け枠付けの見直し，地方自治法の改正，また，関西における広域連合の設立，九州における広域機構への取り組みなど，地方分権改革をめぐる動きは大きく変化している。地方議会においては，地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするという地方分権改革の動向を踏まえなが

ら、議会のあり方を探求していく必要がある。

議会基本条例の具体化を目的とした検討は今期でほぼ終了し、議会改革推進会議も一つの区切りを迎えたと言えるが、議会改革には終わりはない。今後、当県議会における議会改革の検討は引き続き、次期の議会改革推進会議に委ねることとする。